

注 文 書

契 約 番 号 2 0 2 5 0 0 0 5 2 7

業 務 名 大崎市市民プール大規模改修工事監理業務

業 務 場 所 大崎市古川福沼一丁目 1 5 番 1 号

履 行 期 限 令和 8 年 6 月 3 0 日

添 付 書 類

1. 特 記 仕 様 書
2. 図 面 等
3. 参 考 内 訳 書

1 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 2 5 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

2. 支払条件

(1) 本工事は債務負担行為に係る契約のため、年度毎の支払い率を次のとおりとする。

支払限度額	令和7年度 請負金額の	63.0%
	令和8年度 請負金額の	37.0%
出来高予定額	令和7年度 請負金額の	70.0%
	令和8年度 請負金額の	30.0%

3. その他

- (1) 工事等の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。
- (2) 対象工事は複合施設という特性上、施設を使用しながらの改修工事となるため、施設管理者と協議の上、工事が完了した部分から部分使用を行う。

建築工事監理業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 契約番号及び名称 (2025000527)
(大崎市市民プール大規模改修工事監理業務)

2. 対象施設の概要

この工事監理業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 対象施設名称 (大崎市市民プール)
- (2) 敷地の場所 (大崎市古川福沼一丁目15番1号)
- (3) 施設用途 (水泳場)

令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第三号 第2類 とする。

対象工事の工事費全体予定額 (未定) 千円 (税抜き)

3. 対象工事の概要

この工事監理業務の対象工事の名称、工期及び請負契約概要は、別紙1の通りとする。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「宮城県建築工事監理業務委託共通仕様書（令和7年4月版）」（土木部営繕課・設備課制定，以下共通仕様書という）による。

1. 特記仕様書の適用

- (1) この仕様書に記載された特記事項については◎印の付いたものを適用する。
◎印のない場合は，※印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては，下記の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。なお「管理技術者等」とは，管理技術者・担当技術者を総称している。

(1) 管理技術者

管理技術者は，建築士法（昭和25年法律第202号）による下記の資格を有し，設計図書的设计内容を的確に掌握するとともに，工事監理等についての高度な技術能力を有する者とする。また，下記の有資格者として意匠設計または工事監理の実務

経験 10 年以上の者で入札参加者と直接的な雇用関係にある者とする。

- ◎ 一級建築士
 - ・ 建築設備士
 - ・ 一級建築士又は二級建築士
 - ・

(2) 担当技術者

※ 担当技術者は、設計図書の設計内容を的確に判断するとともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者とする。

※ 担当技術者の中から、建築（意匠および構造）、電気設備、機械設備の各部門の責任者として、担当主任技術者を 1 名ずつ選定し、配置する。

◎ 建築担当主任技術者は、（ ◎ 一級建築士 ・ 一級建築士又は二級建築士 ）であること。

・ 構造担当主任技術者は、（ ◎ 一級建築士 ・ 一級建築士又は二級建築士 ）であること。

・ 電気設備、機械設備担当主任技術者のいずれかは（ ・ 建築設備士 ・ 一級建築士又は二級建築士 ）であること。

◎ 電気設備担当主任技術者は、電気設備設計または電気設備工事監理の実務経験 10 年以上の者であること。

◎ 機械設備担当主任技術者は、機械設備設計または機械設備工事監理の実務経験 10 年以上の者であること。

(3) 管理技術者等の兼務

※ 管理技術者は、以下の部門に限り担当主任技術者と兼務することができる。

※ 建築（意匠）

- ・ 建築（構造）
- ・ 電気設備
- ・ 機械設備
- ・

・ 担当主任技術者及び担当技術者は、以下の部門に限り兼務することができる。

- ・ 建築（意匠）と建築（構造）
- ・ 電気設備と機械設備

- ・ 建築（意匠）、建築（構造）、電気設備及び機械設備のすべて
- ・

3. 工事監理業務の内容

工事監理業務の内容は、共通仕様書「第2章工事監理業務の内容」に規定する項目のほか、以下のものとし、各項の詳細な方法については、監督職員の指示による。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議する。

なお、工事監理業務の内容には、別紙2に示す対象外業務は含まれない。

(1) 工事監理に関する業務

a. 工事監理方針の説明等

1) 工事監理方針の説明

◎ 監督職員への説明

◎ 工事受注者等への説明

2) 工事監理方法変更の場合の協議

・

・

b. 設計図書の内容把握等の業務

1) 設計図書の内容の把握

◎ 設計図書の内容の把握，検討

・

2) 質疑書の検討

◎ 質問解答書の内容の把握，検討

・

c. 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務

1) 施工図等の検討及び報告

検討にあたっては、設計図書との食い違いの有無等整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図を作成した場合には、総合図についても検討を行うこととする。

◎ 施工図の検討

◎ 総合図の検討

2) 工事材料，設備機器等の検討及び報告

・

d. 工事と設計図書との照合及び確認

1) 工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認

設計図書に定めのある方法による確認のほか，目視による確認，抽出による確認，工事受注者から提出される品質管理記録の確認のいずれかの方法で行うこととする。

・

・

2) 工事受注者との打ち合わせ

※設計図書について工事受注者等より質疑があった場合，工事受注者等と十分に調整の上，監督職員と協議する。

・

・

3) 図面等の作成

図面等の作成とは，設計図書の内容を工事受注者等に技術的な観点から補足し，伝達するための詳細図等の作成に限る。

・

e. 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

f. 業務報告書等の提出

1) 業務報告書の提出

※複数の工事監理業務を並行して受託している場合は，業務報告書をまとめて提出することができる。

(2) 工事監理に関するその他の業務

a. 請負代金内訳書の検討及び報告

・

b. 工程表の検討及び報告

◎ 実施工程表の検討

・

c. 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

・

・

d. 工事と工事請負契約との照合, 確認, 報告

1) 工事と工事請負契約との照合, 確認, 報告

・

2) 工事請負契約に定められた指示, 検査等

・

3) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

・

e. 関係機関の検査の立会等

1) 関係官公庁への手続き等については, 建築基準法等の法令に基づく官公庁等の検査(建築主事, 消防等関係官署の検査)に必要な書類の原案を作成し監督職員に提出し, 検査に立会わなければならない。

- ・ 建築基準法に基づく各種検査

◎ 消防法に基づく各種検査

・

・

2) 完成図の確認に関する業務

・

(3) 追加業務

追加業務は, 次に掲げる業務とする。各項に定めた確認及び詳細な方法については, 監督職員の指示による。また, 業務内容に疑義が生じた場合には速やかに監督職員と協議を行う。

a. 関連工事の調整に関する業務

- ◎ 工事が複数の工事受注者等に分割されて行われ, それらの工事が他の工事と密接に関連する場合は, 必要に応じて工事受注者等の協力を得て調整を行

うべき事項を検討し、その結果を監督職員に報告する。

b. 施工計画等の特別の検討・助言に関する業務

- ・ 現場、製作工場などにおける次に掲げる特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的に検討し、工事受注者等に対して示現すべき事項を監督職員に報告する。

c. 完成図の確認

- ◎ 設計図書のとめにより工事受注者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、監督職員に報告する。
- ◎ 確認の結果、適切でないと思われる場合には、工事受注者等に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を監督職員に報告する。

4. 業務の実施

(1) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものを準拠する。

a. 建築（年 版 等）

- ◎ 公共建築工事標準仕様書 (最新版)
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書 (最新版)
- ◎ 建築物解体工事共通仕様書 (最新版)
- ◎ 木造建築工事共通仕様書 (最新版)
- ◎ 建築工事標準詳細図 (最新版)
- ※ 官庁施設の総合耐震計画基準 (最新版)
- ※ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (最新版)
- ※ 建築工事設計図書作成基準 (最新版)

b. 設備

- ◎ 建築設備設計基準 (最新版)
- ◎ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） (最新版)
- ◎ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） (最新版)
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） (最新版)
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） (最新版)

- ◎ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ◎ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- ※ 官庁施設の総合耐震計画基準（最新版）
- ※ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準（最新版）
- ※ 建築設備計画基準（最新版）
- ※ 建築設備設計計算書作成の手引（最新版）

・

c. 共通

- ◎ 対象工事の設計図書（a および b に示されたものを除く）
- ◎ 営繕工事監理業務分担表（土木部営繕課・設備課制定 平成21年8月版）

なお、「営繕工事監理業務分担表」は、宮城県土木部営繕課のホームページ
[\(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/eizen/\)](https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/eizen/) に掲載している。

(2) 打合せ及び記録

a. 監督職員と受注者との打合せについては、次の時期に行う。

- 1) 業務着手時
- 2) 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
- 3) その他（ ）

b. 管理技術者は工事監理業務が適切に行われるよう、工事受注者等と定期的かつ密接に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

(3) 資料の貸与及び返却

業務着手時に下記の資料を貸与する。

- ※ 対象工事の設計図書

・

(4) 提出書類等

各種書類の提出場所は大崎市建設部建築住宅課とする。

書類の提出部数は原則として1部とするが、監督職員が特に必要と認める場合は、その指示による。

別紙1 工事監理業務の対象工事等

- 1 対象工事の名称
 - ・大崎市市民プール大規模改修工事（建築）
 - ・大崎市市民プール大規模改修工事（電気）
 - ・大崎市市民プール大規模改修工事（機械）

- 2 対象工事の場所 大崎市古川福沼一丁目15番1号

- 3 工事期限 令和8年6月17日まで

- 4 請負契約の概要
 - (1) 工事の概要
 - ・建物概要
RC造 2階建 延べ面積 5,880.34 m²

 - ・建築工事概要
直接仮設, 防水改修, 屋根改修, 外壁改修, 塗装改修, 外構改修, 内装, 鉄筋, コンクリート, 型枠, 鉄骨, 防水, 石, タイル, 木, 金属, 左官, 木製建具, 金属製建具, ガラス, ユニット及びその他, 撤去, 発生材処理

 - ・電気設備工事概要
照明器具LED化設備, トイレ洋式化に伴う電気設備, 動力設備, 構内交換設備, 監視カメラ設備, 発生材処理

 - ・機械設備工事概要
空気調和設備, 換気設備, 排煙設備, 自動制御設備, 衛生器具設備, 給水設備, 排水設備, 給湯設備, ガス設備, プール昇温設備, プール循環設備, 撤去, 発生材処理

別紙２ 工事監理に関する標準的な対象外業務率

	業務項目		対象外業務の要素
工事監理に係る業務	(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	監督職員が具体的な工事監理マニュアル等を提示
		(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	すべて対象業務
	(2) 設計図書の内容の把握等の業務	(i) 設計図書の内容の把握	監督職員が適切に助言
		(ii) 質疑書の検討	監督職員が適切に助言
	(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務	(i) 施工図等の検討及び報告	すべて対象業務
		(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	すべて対象業務
	(4) 工事と設計図書との照合及び確認		すべて対象業務
	(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		監督職員が適切に助言
(6) 工事監理報告書等の提出		すべて対象業務	
工事監理に関するその他の業務に係る対象外業務率	(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		対象外業務
	(2) 工程表の検討及び報告		すべて対象業務
	(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		すべて対象業務
	(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) エ事と工事請負契約との照合、確認、報告	工事請負契約については主に監督職員が照合・確認・報告等を行う
		(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	同上
		(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	すべて対象業務
	(5) エ事請負契約の目的物の引渡しの立会い		対象外業務
	(6) 関係機関の検査の立会い等		必要に応じて監督職員が立ち会う
	(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	対象外業務
		(ii) 最終支払い請求の審査	対象外業務

